

# ◎議会報

# ならは

令和5年

第200号

6月5日発行

私たちの歩んだ道（大地とまちのタイムライン）

これから始まるのは、  
わたしたちの町、  
檜葉町の物語です。

- 令和5年3月定例会 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 1～4ページ
- 臨時議会（2月） ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 5ページ
- 町政を問う！【いっばん質問】 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 6～12ページ
- 委員会のうどき ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 13～14ページ

## 令和5年3月定例会

令和5年度当初予算可決！

令和5年第2回3月定例会は、3月7日から10日までの4日間の会期で行われ、町から提案のあった、議案が審議され可決・承認されました。

令和5年度は、第2期復興・創生期間も3年目の折り返しとなります。復興計画で描いた町の風景は概ね整いつつありますが、ソフト面の充実が求められています。議論を尽くしながら、よりよく施策に反映できるよう、議会も一丸となり歩みを進めて参ります。

## 令和5年度一般会計予算

予算総額 113億1,000万円

(前年比：24億3,500万円(27.4%の増))

## 歳入

〈歳入のうち自主財源：町税等〉

58億4,244万6千円(全体の51.8%)

前年比：18億6,113万6千円(46.7%の増)

〈歳入のうち依存財源：国庫支出金等〉

54億6,755万4千円(全体の48.2%)

前年比：5億7,386万4千円(11.7%の増)

## 歳出

〈歳出のうち義務的経費：人件費、公債費、扶助費〉

15億6,783万7千円(全体の13.8%)

前年比：1,967万2千円(1.3%の増)

〈歳出のうち投資的経費：普通建設事業、災害復旧事業費〉

29億8,286万6千円(全体の26.4%)

前年比：12億6,283万1千円(73.4%の増)

◆可決(賛成全員)

## 主な事業

多機能拠点整備事業	約10億2,800万円
移住・定住促進事業	約4億5,600万円
総合グラウンド整備事業	約7億2,000万円
JFA女子寮災害復旧事業	約5億6,000万円

ほか

## 令和5年度特別会計予算

## 国民健康保険特別会計

11億9,646万7千円

前年比：▲843万4千円(0.7%の減)

◆可決（賛成全員）

## 下水道事業特別会計

公営企業会計へ移行

## 住宅用地造成事業特別会計

40万4千円

前年比：▲10万9千円(21.2%の減)

◆可決（賛成全員）

## 介護保険特別会計

9億4,522万4千円

前年比：1,223万4千円(1.3%の増)

◆可決（賛成全員）

## 後期高齢者医療特別会計

3,290万3千円

前年比：56万1千円(1.7%の増)

◆可決（賛成全員）



## 下水道事業会計

3条 収益的收入：5億6,843万円  
 収益的支出：5億3,240万2千円

4条 資本的収入：6,676万6千円  
 資本的支出：2億2,758万4千円

◆可決（賛成全員）

※不足額は、現年度分損益勘定留保資金等で補填する。

## 令和4年度補正予算

## 一般会計（第8号）

&lt;補正額&gt; 15億7,321万4千円増額

&lt;予算総額&gt; 112億6,800万円

◆可決（賛成全員）

## 国民健康保険特別会計（第3号）

&lt;補正額&gt; 1,046万円増額

&lt;予算総額&gt; 13億4,798万2千円

◆可決（賛成全員）

## 下水道事業特別会計（第5号）

&lt;補正額&gt; 285万5千円減額

&lt;予算総額&gt; 5億1,552万2千円

◆可決（賛成全員）

## 住宅用地造成事業特別会計（第2号）

&lt;補正額&gt; 3,146万7千円増額

&lt;予算総額&gt; 4,819万8千円

◆可決（賛成全員）

## 介護保険特別会計（第3号）

&lt;補正額&gt; 3,966万7千円減額

&lt;予算総額&gt; 9億5,587万2千円

◆可決（賛成全員）

## 後期高齢者医療特別会計（第3号）

&lt;補正額&gt; 2万8千円増額

&lt;予算総額&gt; 3,358万2千円

◆可決（賛成全員）

## 条例の制定・改正

### 個人情報保護法施行条例の制定

個人情報保護の保護に関する法律が一部改正されたことに伴い、必要な事項を定めるための条例の制定

◆可決【賛成全員】

### 行政不服審査会条例の制定

処分又は不作為に対する審査請求の裁決の客観性及び公正性を高めるため、樫葉町行政不服審査会を設置・運営するために必要な事項を定めるための条例の制定

◆可決【賛成全員】

### 公共用施設整備基金条例の制定

公共用施設の整備に要する資金を確保することを目的として、電源立地地域対策交付金を財源とする基金を設置するための条例の制定

◆可決【賛成全員】

### みんなの資源循環基金条例の制定

ごみの減量及び資源循環の推進に関する事業に活用することを目的として、資源物売払収入等を財源とする基金を設置するための条例の制定

◆可決【賛成全員】

### 国民健康保険税等の減免に関する条例の制定

東日本大震災等被災者の経済的負担の軽減を図るため、令和5年度国民健康保険税及び介護保険料について、減免措置の規定を整備するための条例の制定

◆可決【賛成全員】

### 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正

福島県人事委員会の給与勧告等に基づき、議会議員の期末手当算定基礎額に乗ずる割合の改定を行うための条例の改正

◆可決【賛成全員】

### 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正

特別職の職員で非常勤のもの報酬について、教育委員会等の報酬を見直すための条例の改正

◆可決【賛成全員】

### 町長等の給与及び旅費に関する条例の改正

福島県人事委員会の給与勧告等に基づき町長等の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合の改定を行うための条例の改正

◆可決【賛成全員】

### 職員の給与に関する条例の改正

福島県人事委員会の給与勧告に基づき自動車等を使用し通勤する職員に対する通勤手当の支給額に関する規定を改正するための条例の改正

◆可決【賛成全員】

### 国民健康保険税条例の改正

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令公布に伴い、所要の改正を行うための条例の改正

◆可決【賛成全員】

### 国民健康保険条例の改正

健康保険法施行令等の一部を改正する政令公布に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるための条例の改正

◆可決【賛成全員】

### 後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の制定

東日本大震災等被災者に対する後期高齢者医療保険料の減免について、国の財政支援が見直されることに伴い、町内の被保険者間の不均衡を是正するための条例の制定

◆可決【賛成全員】

### 道路占用料徴収条例の改正

道路法施行令の一部改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うための条例の改正

◆可決【賛成全員】

### 情報公開条例の改正

情報公開における審査請求があった場合の手続き等について所要の改正を行うための条例の改正

◆可決【賛成全員】

### 体育振興基金条例の改正

体育振興基金の運用及び処分に関し、所要の改正を行うための条例の改正

◆可決【賛成全員】

## 指定管理者の指定

### 地域活動拠点施設

●指定管理者

一般社団法人 ならはみらい

●指定期間

令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで

◆可決【賛成全員】

### 岩沢海水浴場

●指定管理者

一般財団法人 檜葉町振興公社

●指定期間

令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで

◆可決【賛成全員】

## 同意

### 副町長の選任

●氏名

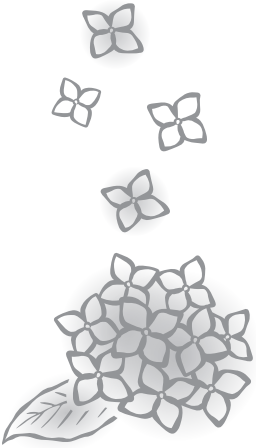
松本栄樹氏（下繁岡） ※新任

副町長大和田賢司氏が3月31日をもって任期満了となるため。

◆同意

【賛成多数（賛成：9 反対：1）

※無記名による投票



## 委員会発議

### 議会の個人情報保護に関する条例の制定

●提出者 議会運営委員長

●要旨 議会における個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定め、保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するための条例の制定

◆可決【賛成全員】

### 議会委員会条例の改正

●提出者 議会運営委員長

●要旨 檜葉町課設置条例の改正に伴い、各常任委員会の所管について改正するための条例の改正

◆可決【賛成全員】

# 臨時議会

令和5年2月臨時議会

会期 令和5年2月6日

## 補正予算

### 一般会計(第7号)

- 補正額 478万6千円増額
- 予算総額 96億9,478万6千円

◆可決【賛成全員】

## 条例の改正

### 檜葉町課設置条例等の改正

住民サービスの向上や町観光資源の活用等を目的に行政組織の一部を変更するための条例の改正

◆可決【賛成全員】

### 道の駅ならは条例等の改正

道の駅ならはに新設した車中泊専用駐車場の使用料等を定めるための条例の改正

◆可決【賛成全員】

## 工事請負契約等の変更

### 移住者交流拠点整備に向けた公民館分館改修工事

- 契約相手 株式会社 加地和組
- 変更前 1億7,041万9百円
- 変更後 1億7,965万5,300円

◆可決【賛成多数(賛成:7/反対:3)

松本議員、宇佐見議員、結城議員】





## 避難行動要支援者について

災害が激甚化、頻発化する中、手助けが必要な高齢者や障がい者等の逃げ遅れをいかに防ぐかが課題となっている。このような中、要支援者の個別避難計画の策定が急がれる。

**問** 避難行動要支援者の避難計画とはどのようなものか。

**答（町長）** 避難行動要支援者とは、災害対策基本法第49条の10において、市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生した場合等に自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する者で、町では、氏名、生年月日、住所や身体の情報、家族等の連絡先など、避難等の支援者名簿を記載した個別計画を作成するもの。

**問** 東日本大震災では高齢者や障がい者などの要支援者ばかりか、支援者である消防団員や民生委員も多く犠牲になっている。その教訓を踏まえ、災害対策基本法では、避難行動要支援者の名簿を活用し、実行性の高い避難支援を行わなければならないと明記され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられている。また、要支援者の同意を得て支援者へ情報を提供できるとなったが、町には支援を必要とする方はどのくらいいるのか。

**答（町長）** 令和5年1月末現在で383名である。

**問** 383名の同意取得状況は。

**答（くらし安全対策課長）** 同意取得者は304名。そのうち避難計画策定済の方が135名。同意を得ているが個別計画が未策定の方が169名である。

**問** 町民でありながら他自治体へ避難している方や、他自治体から町内へ住民票を移さずに来られている方で、支援が必要となった場合、その方の情報交換は市町間で行われているのか。

**答（住民福祉課長）** 他自治体へ避難している方の情報は自治体間の協議が進んでおらず、情報提供には至っていない。

**意見** 福島県とも協議をしながら、行政間の連携を図り、取り残される方が出

ないような施策を行ってほしい。

**問** 個別避難計画と檜葉町地域防災計画との関連は。

**答（町長）** 避難行動要支援者については災害対策基本法に基づく町地域防災計画において定めている。

**問** 名簿の更新頻度は。

**答（住民福祉課長）** 民生委員等からの情報により、不定期に更新をしている。

**問** 支援者への情報提供はどうしているのか。

**答（くらし安全対策課長）** 民生委員へは平常時から情報提供をしているが、消防団や行政区へは、個人情報ということもあり、平常時には提供をしていない。

**問** 関係機関との協定締結はどうなっているか。

**答（くらし安全対策課長）** 社会福祉協議会とは協定の締結をしている。個別の福祉支援事業者とも協議を進めているが、協定締結には至っていない。

**問** 個別避難計画策定の進捗状況は。

**答（町長）** 避難行動要支援者383名の内計画策定済の方が135名。計画未策定の方が169名。計画策定に同意しない方が79名である。計画未策定解消について関係機関と協力し、進めていく。

## 道路標識について

今年1月、郡山市内の市道交差点で死亡事故が発生したことを受け、各市町村で道路標識の点検が行われた。当町は農道も舗装されており、交差点では優先道路がどちらか迷うこともある。道路管理をしっかりと行わないと郡山市のような重大で悲惨な事故が起こりかねない。

**問** 郡山市の事故後、道路標識等の点検は行ったのか？

**答（町長）** 警察からの依頼により、町内67箇所の交差点で点検を行った。

**問** 当町の町道、農道交差点での交通事故発生件数は。

**答（町長）** 令和4年中に町内で発生した事故件数は133件である。また町道交差点での件数は10件となっている。

**問** 町管理道路での事故発生防止をどう考えるか。

**答（町長）** 道路法上の規制標識や、路面標示を設置することが事故防止につながると考える。

**意見** 道路標識などは、要望をすれば設置できるというものではないが、大きな交差点には標示を適切に行い、注意喚起をしていくべきと考える。

いっぱん質問

町政を問う！

鈴木 恒男 議員



あおぞらこども園における児童虐待等の防止対策について

**問** 町における防止対策は。

**答（教育長）** 職員会議等でコンプライアンスの徹底や不祥事防止の再確認を指導している。また、こども園は保育室がオープンスペースであり、隣の保育室の声が聞こえるなど閉鎖的にならない構造となっており、原則的に複数人の目で園児を保育することで基本的な防止対策が取られていると考えている。

**問** 組織が正常に機能することが様々な問題の防止対策になる。職員、保育士、子ども達それぞれの人数は。

**答（こども課長）** 職員は全員で42人いる。内訳は正職員が14人（内有資格者12人（休職3人）。会計年度任用職員が24人（内有資格者11人）。復興庁からの応援職員が1人。スクールバス運転手2人。A L

Tが1人。また、3月1日時点の園児数は園全体で127人となっている。

**問** 0歳児だと保育士1人につき園児が3人と法律で決まっており、保育士の人数に比例し園児数も決まってくる。現在待機児童は発生しているのか。また待機の解消期間は。

**答（こども課長）** 現在待機は発生していない。どのクラスへも入れる状況である。

**問** あおぞらこども園における先生方の日常業務の流れは。

**答（こども課長）** 先生は朝番、早番、普通番、遅番に分けられ勤務を開始する。保育が始まる前には、園長、各部門係長、栄養士、看護師等の打合せをし、その後、その内容等について各部門のクラス担任との打合せを行っている。随時、部門毎の会議は行っており、月に1度は園全体での会議を実施している。

これまでに発覚した事件について

土地改良区の公金横領事件、官製談合事件、無免許運転事件と立て続けに不祥事は発生し、第三者委員会による調査と報告があり、改善策を行っている中、今般新たに公金管理システム不正操作事件が発覚した。また、公益通報者保護法に

基づく内部告発があり、職員の執行部に對する信頼が大きく損なわれている。同様に町民の行政全般に関する信頼も著しく低下している状況である。

**問** 町では公益通報者保護法についてどのように理解しているのか。

**答（町長）** 当該法律は公益のために事業者の法令違反行為を通報した内部の労働者に対し解雇等の不利益な取り扱いを禁止する旨を定めたものである。また一方で事業者にとつても通報に適切な対応をし、リスクの早期把握及び自浄作用の強化が期待でき、さらには組織の価値及び社会的信用の向上にもつながるため、双方に有意義な法律であると認識している。

**問** 町長はどのように責任をとるのか。

**答（町長）** 地に落ちた信用と信頼が回復するまで再発防止に向け組織を挙げて全力で取り組むことが私の責務であると考える。

**問** 昨年12月の定例会で町長は土地改良区の理事長を今後も続けていくつもりなのかという、私の質問に対し、「この席でどうこうということとは控えさせていただきます」と回答している。これでは説明責任を果たしたことはない。説明責任は政治責任である。政治責任を果た

していない者が選挙で選ばれた地位に居座ることは許されない。町長は辞職するしかないと思いがどうか。

**答（町長）** 他団体での事案についてこの議場で説明責任を果たすことは非常に困難であり、行うべきではないと考える。

**問** 町長に対し、土地改良区理事長を辞めてはどうかと聞いた際に、「私は今町長として議場で話をしている。土地改良区理事長として議場にきているわけではない」と言ってしまったのは、説明責任を果たしたことになると思うが。

**答（町長）** 別団体のことであるので、この場での発言はしない。

**問** 別団体と言いが、町職員が他団体である土地改良区の横領事件により無くなった、お金の一部を負担しているという話を聞くが、どういうことか。

**答（総務課長）** 元職員は、土地改良区の立場で横領をした。ただし、町職員でもあるため、同僚職員として、土地改良区でも経費に困っていることから、職員個人意志により1人につき約1万円を経費分として出したものである。

**意見** 説明責任が政治責任である。町長には、町民が納得するような説明を今まで以上に丁寧に行っていただきたい。





## またも発生した職員の不祥事について

令和3年の公金横領の発覚や官製談合防止法違反で職員が逮捕されたことを受け、町は第三者委員会の答申に基づき再発防止策を実施している最中、またも職員による災害公営住宅使用料の改ざんが明らかになった。

**問** 今回発生した不祥事の内容と経緯について。

**答（町長）** 建設課元職員自身が入居していた災害公営住宅使用料の支払いにおいて、システムを不正に操作し、使用料を支払っていたように見せかけていたもので、令和4年12月に元職員が休暇を取った際、他職員がシステムを操作したところ、元職員の住宅使用料の未払いが

確認され、不正が発覚した。

**問** 公営住宅入居者の毎月の家賃支払い方法は。

**答（建設課長）** 金融機関等からの口座振替、町が発行する納付書による支払い、直接町の口座へ使用料を支払う方法の3つがある。

**問** 第三者委員会の答申は生かされなかったのか。

**答（町長）** 昨年8月に第三者委員会から答申を受け、翌月に職員組織改善計画を作成した。今回の件は委員会設置前から行われていた悪質なものであり、本人の倫理観の欠如に大きな原因があると思慮する。報告にもある、複数人でのチェック体制や、課内ミーティング等を着実に行えば防ぐことができたと考ええる。

**問** 第三者委員会の報告にもあるが、規定の制定が目的ではなく、その規定が運用されているかを確認することが必要ではないか。

**答（総務課長）** 公務員の原点に立ち返り、町自らが策定したものを理解、実践、継続することが大事だと認識している。令和5年度には職員組織改善計画の進捗

や、町の状況を確認する組織の設立も検討を進めている。

**問** 公益通報者保護法とは。

**答（町長）** 公益のために事業者の法令違反行為を通報した労働者に対し、不利益な取り扱いを禁止する旨を定めたもので、事業者にとっても自浄作用の強化等が期待できることや、組織の価値及び社会的信用の向上にもつながるなど、双方に有意義な法律である。

**問** 今回の公営住宅家賃未払いが令和3年から。こども園では保護者からの預り金を私的に流用していた不正行為が令和2年から。それらを町は隠へいをしていたとあるが。

**答（総務課長）** 保護者からの預り金を管理していた事実はない。通報書の内容は異なる。

**問** 今後の対応について。

**答（町長）** 不祥事に向き合い、地に落ちた信用と信頼を回復するため、全ての職員が改めて公務員としての使命、社会的責任、高い倫理観について深く認識し、再発防止に向け組織を挙げて全力で取り組むとともに、職員一人ひとりがやりが

いを持ち、風通しのよい職場づくりを進めていく。

**問** 今回の不祥事は基本的な作業であるチェック体制が疎かになっていたことが原因であり、今後はこれらを確実に実施することが大事ではないのか。

**答（総務課長）** チェック体制をしっかりと行えば、当然防げることで、起ころうとも早急に発見できたというのが今回の事象である。職員組織改善計画中には様々な取り組みがあるが、職員として意識や組織を変えていくということが明記されているので、チェック体制も含めながら、計画の推進、遂行に取り組んでいきたい。

**意見** 今回の不祥事によって、総務課長をはじめとした職員数名は処分を受けたが、町長や副町長は処分を受けていない。職員の不祥事は上司の責任であり、それは直属の上司である課長のみならず、町長や副町長の責任でもある。自らを厳しく律することで、その姿勢は職員の意識にも反映されると考える。そのようなことを熟慮しながら責任の所在を明確にすべきである。

いっぱん質問

町政を問う！

結城 政重 議員

# 町政を問う！



## ならばアンバサダーについて

令和3年11月に檜葉町制施行65周年式典の際、ならばアンバサダー12人（令和5年2月末現在14人）を任命している。今後のアンバサダーの活用に関する町の方針について問う。

**問** 任命から1年4カ月経過しているが、アンバサダーの役割や期待していることは何か。

**答（町長）** 現在15人のアンバサダーに町の復興を後押しすることや魅力を発信すること、復興につながる提言をすること等の役割を担っていただいている。

**問** 今後アンバサダーに期待することは何か。

**答（政策企画課長）** 様々な分野で活躍されている方で、ネットワークを生かしながら引き続き町の復興や経済活性化、教育分野やスポーツ振興などの町事業への提言を期待している。

**問** アンバサダーの方への報酬等はあるのか。

**答（政策企画課長）** 報酬はないが特典として、しおかぜ荘・道の駅ならばの温泉入浴フリーパスを発行している。

**問** 町が応援してもらっただけではなく、アンバサダーの活動を大々的に応援できないか。

**答（政策企画課長）** アンバサダーの誕生日にはバスデーカードを送っている。また、先日出産された丸山桂里奈さんへは出産記念品を贈った。

**問** 町の魅力を最大限に発信してもらうための要望や要請はできないのか。

**答（町長）** 行政が利用させてもらえるようにやっていくという話は、管理職には伝えている。アンバサダー自身も町への貢献を考えている状況であるので、双方が良い状況になるように努めていく。

## 交通手段をもたない高校生について

檜葉に住民票を持つ高校生へは、電車などの通学費を補助している。町内には

路線バス等もなく、通学の際には自宅から駅までの移動に不便を覚える子ども達もいると聞く。

**問** 町内に住む高校生に対し、自宅から駅までのタクシー利用を支援することはできないか。

**答（町長）** 令和5年度予算を精査し、計上したばかりである。前向きに検討していく。

## 郭公山登山道の整備について

町の象徴的な山である郭公山は、近年堂ノ内・乙次郎線の補修工事も行われ、軽登山を楽しむ方も見受けられる。

**問** 郭公山は国有林内にあり、勝手に草木の伐採や整地などが出来ないこと認識しているが、駐車場や登山道、山頂の管理はどうなっているのか。

**答（町長）** 国有林を管理する磐城森林管理署等と協議を行いながら、駐車場や登山道などの管理を行っている。

**問** 山頂付近の見晴らしを良くするために伐採範囲を広げることは可能か。

**答（新産業創造室長）** 立木の保護も念頭に、眺望が良くなるよう国と協議をしながら計画していきたい。

**問** 現在の入山ルートに加え、大谷地区側から入れるルートがあれば面白い軽登山が楽しめると思うが。

**答（新産業創造室長）** 大谷地区からのルートは確認が取れていない。車の駐車場所を含め調査を行っていきたい。

**意見** 郭公山は余暇を楽しむスポットとなる可能性が大いにあると認識している。更なる魅力を作り出す工夫があれば愛好家も多く訪れるだろう。今後の検討を期待する。



四季折々の魅力溢れる檜葉の山々



## 町が民間業者と結んでいる協定の内容と効果について

**問** 町は、民間業者と災害や多様な分野で協定を結んでいる。広報等で協定内容を周知してきているが、これらの協定の必要性や町民にどう反映されるかなど、まだ理解が不足している。

**答**（町長） 震災以降、町はどのような分野で何社と協定を結んでいるのか。

**答**（町長） 復興に関する協定2社、災害対応に関する協定18社、自然保護に関する協定1社、産業振興に関する協定が3社、教育や保育に関する協定が1社、スポーツ振興に関する協定が2社、地域活性化と町民サービスの向上に関する協定が8社、環境保全に関する協定が2社となり、37社と協定締結している。

**問** 協定の内容や、期待する効果は。

**答**（町長） 協定の内容は目的に応じて異なる。総じて町が抱える様々な課題に対して町と民間事業者が協力し合いながら課題可決を目指すものであり、町を盛り上げるネットワークの構築とともに、地域活性化や生活利便性の向上等の相乗効果を期待している。

**問** 実際に政策に反映された協定はあるのか。

**答**（政策企画課長） 災害関係の協定は、物資の調達や燃料の供給、避難者受入などで政策に反映されている。

**問** 協定を結ぶことにより企業や町はメリットがあるのだと考える。それらをどのように捉えているのか。

**答**（政策企画課長） 様々な企業と連携することにより、関係人口として町に関わってもらうことがメリットと考える。一方で、デメリットとして感じる部分はない。

**問** 協定業者と事業を行う場合は一者随意契約になろうが、これがデメリットになるという認識は。

**答**（政策企画課長） 契約の目的が競争入札に適さない契約であり、合理的な理由があるため、随意契約とするもので、連携協定を締結しているから全てが一者随意契約となるものではないと認識している。

**問** 協議内容を見直す必要があるのではないのか。

**答**（町長） 相互間において疑義が生じた事項等は、相互協議により決定している。

**問** 協定数が増えることで、職員の負担増となり、職員が疲弊してしまうと感ずる。職員管理はどうなっているか。

**答**（総務課長） 協定締結前の経過において苦慮する部分もあると思うが、住民サービスの向上という目的からも疲弊につながるものではない。

**意見** 企業に利用されることのないように協定を進め、職員にも負担のかわらないような施策の展開が望ましい。

## 少子化対策について

人口減少は今や日本の最大のテーマとなりつつあり、国も異次元の少子化対策に乗り出すなど、取組みを始めている。国は骨太の方針に少子化対策の盛り込みが、町も同様に積極的な対策を講じる必要があると考える。

**問** 町はどのような少子化対策を行ってきたのか。また、独自の施策はあったのか。

**答**（教育長） 令和2年度に第2期子ども子育て支援事業計画を策定し、総合的な施策を展開している。町独自の取組みは、出産祝品、臨時出産祝金、子育て世帯住宅取得奨励金や高等学校等への通学費助成など、多岐に渡る事業を行っている。

**問** 町独自の事業に対する評価は。

**答**（教育長） 平成29年4月に町内で再開したこども園や小学校の児童生徒数が増えていることが評価されていると考える。

**問** このままでは町の生産人口が減り、活力は失われる。異次元の対策として出産祝金を1人目から100万円出すことを以前提言したが、再度検討する考えは。

**答**（総務課長） 少子化対策の起爆剤として大きなものと思う。一方、今後さらに厳しくなる町の財政状況も踏まえながら出産祝金の在り方は総合的に検討していくものと考えている。

**問** 新たな施策を打ち出す考えはあるのか。

**答**（教育長） 令和5年度より、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を実施する。子ども子育て支援事業計画第2期の見直しと第3期計画の策定に向け、令和5年度にニーズ調査を行う予定であり、その結果を踏まえ新たな施策を検討していく。

**問** 結婚率が50年前と比べると現在16分の1となっている。未婚率の解決が出生率にもつながっていく、効果的な人口増が見込める。出会いを求める人たちのために、町主催のイベントを検討してはどうか。

**答**（こども課長） 他町村を参考にしながら交付金を活用した取組みを検討していきたい。

いっぱん質問

町政を問う！

宇佐見 雅夫 議員



防災について

防災に対する安全と安心の構築には、防災の取組みにおける情報共有など、住民との協働意識が重要である。

問 今年度行った地域防災に関する取組みは何を行ったか。

答(町長) 令和4年度新たに行った事業は、防災アドバイザーの委嘱、防災士資格取得に係る助成制度の新設、新たな浸水想定等に基づいたハザードマップの作成、東日本大震災伝承事業や、行政区等への出前講座を行った。

問 令和5年度の地域防災への取組みは。

答(町長) 地区ごとの防災計画の策定を通して、災害を自分事として考えられ

るような意識の醸成に取り組んでいく。

問 原子力災害を想定した広域防災への取組みは。

答(町長) 原子力災害発生時には、町域防災計画原子力災害編及び町原子力災害広域避難計画、これらに基づき対応することとしており、災害対策担当課は日頃から福島県との通信訓練や図上訓練に参加をしている。また、令和5年度には福島県原子力防災訓練が当町で実施される予定となっている。

問 東日本大震災における原発事故避難の検証は怎么样了か。

答(くらし安全対策課長) まだ取り組めてはいませんが、検討の必要性は認識している。

問 行政のBCP(業務継続計画)は怎么样了か。

答(総務課長) 大規模災害、あるいは広域避難を想定したBCPの現状は、当町では未策定である。早い時期に定めていきたい。

問 原子力災害時における東京電力と行政、住民間でのリスクコミュニケーション

ションは怎么样了か。

答(くらし安全対策課長) 平時にはさまざまなことも色々な報告を受けており、発生時には、当町災害対策本部へリポートとして参集する場合もある。

町の魅力創出について

魅力創出の一つとして、子育て環境への取組みは重要な課題である。スポーツや芸術を通じた地域教育は、世代を超えたコミュニティーの創造であり、それは自立や成長につながるものと認識する。

問 スポーツ少年団の現状と課題について。

答(教育長) スポーツ少年団には6競技49名が登録・活動を行っているが、種目によって協議人数に達せず活動の成果を発表する場がないことや、中学校部活動に当該競技がなく、進学時に継続できなくなるなどの課題がある。

問 将来的に部活動は国が示す地域移行が主になるのか、また学校間での連携なども考えているのか。

答(こども課長) 檜葉中学校に通いながら他校で部活動は行うということがで

きれば理想的とは考える。地域移行は今後検討を行っていく。

問 スポーツや芸術などの複合型交流拠点の現状について。

答(教育長) そういった施設は当町にはない。個別の施設がスポーツや芸術などそれぞれの役割を担っている。

問 多機能拠点整備事業の中にそのような施設は計画できないか。

答(政策企画課長) 本整備事業は、健康観光、スポーツエリアを計画している。





### 町の防犯対策について

警察庁のアンケートでは治安が悪くなったと感じる人が6割を超え、強盗や窃盗、殺人事件が世間を騒がせており、町民の防犯意識も高まっていると感じる。

**問** 町で重点に行っている防犯対策は。

**答（町長）** 特別警戒隊による24時間体制での巡回パトロールや、町内の主要交差点等に設置している防犯カメラ設置等が主な対策である。住民の方から防犯上の不安について相談があった際には、特別警戒隊へ重点パトロールを指示し、双葉警察署檜葉駐在所に情報提供等を行っている。

**問** 5万円を上限として防犯カメラ設置に係る補助を近隣町村では行っていると聞く。

**答（くらし安全対策課長）** 大熊、富岡、広野町が上限5万円。川内村が上限3万

円の補助をしている。

**問** 連続強盗などが多く、檜葉町も他人事ではないと感じている。カメラ設置の補助事業を当町でも推進していくべきと感じるが。

**答（くらし安全対策課長）** 事件が報道されて以降、町内のホームセンターにも防犯カメラやセンサーライトなどの防犯グッズについて問い合わせが増えたと聞いており、防犯対策への補助が必要と考えている。早期に実施できるように検討を進めていく。

**問** 上小埜地区の中学生が登下校する道に防犯灯が無い場所が見受けられる。危険と感じるが町の考えは。

**答（くらし安全対策課長）** そこは電線の無い場所と認識している。電気がないため対応ができなかったが、試験的に太陽光のライトで実施することを検討中である。

**問** 避難指示解除後から現在までで不審火の疑いがあるものの件数は。

**答（くらし安全対策課長）** 平成27年9月5日から現在までに町内で発生した火災は23件。そのうち不審火の疑いがある火災は4件である。

### ごみステーションについて

**問** 地域全体で使用のごみステーションでの問題が多いとの声を多く聞

く。どのような問題が多いのか。また悪質な事例はどのようなものがあるのか。



**答（町長）** 違反ごみとなったもののうち39%と最も多かったものはキャップがついたままのビン。次いで25%で指定の袋で出されていないもの。10%でラベル等がついたままのペットボトルとなっている。悪質な事例は、取集日が守られていないもの。未分別のものや指定の袋に入っていないもの、産業廃棄物の投棄などがあげられる。

**問** 改善策や防止対策は。

**答（町長）** 違反ごみが多いごみステーションには防犯カメラを設置している。防犯カメラの画像確認に基づき訪問指導に加え、年2回、町安全見守り協議会協力の下、戸別訪問による啓発活動も実施している。また、汚れたごみステーションには違反ごみが集まる傾向があることから、職員が清掃し予防に努めている。

### 陸上競技場改修について

先日開催された議会全員協議会において、陸上競技場改修工事が提示された。

公共施設は今後さらなる利用促進を目指しながら良好な運営に努めなければならぬと考える。

**問** 大規模改修工事に至った経緯について。

**答（教育長）** 全国高等学校体育大会男子サッカー競技が夏季の酷暑対策として、Jヴィレッジと近隣3市町で開催されることと決定していることや、JFAアカデミー福島女子が帰還し活動を再開すること。これら2つの要因と、今後見込まれる事業と維持管理面でのリスクを勘案しつつ、陸上競技場の現状を踏まえ、改修の判断をした。

**問** 運営方法、維持管理費はどうなっているか。

**答（教育長）** 運営は指定管理者を選定し行っていく。電気、光熱水費を除く維持管理費は指定管理料として支払う。また、指定管理料は人権費や修繕料等で、令和4年度実績で1,780万円程度である。

**問** この改修の財源は果実運用型の基金を取り崩し、運用すると聞くが。

**答（総務課長）** 果実運用型を取り崩すのは、アカデミー女子寮の改修である。果実運用型基金は原則として利子を活用しながら施策を行うことを目的としているが、低金利であるため、有効な活用を検討しながら今回の運用をすることとした。

いっぱん質問

町政を問う！

関本 範貞 議員

「議会の個人情報の保護に関する条例」制定について

今般、個人情報保護法が改正され、従前まで町で定める個人情報保護条例の執行機能の一部であったが、議会の独自性を鑑み、独立した運用が求められることから、新規条例の制定により運用することとなったため、現在町の個人情報保護条例を所管する総務課から説明を求めた。

1 個人情報とは

生存する「個人に関する情報」で、当該情報に含まれる氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限らず、その他の記述等により特定の個人を識別することができる全てのもの。

○事例

①本人の氏名

②生年月日、連絡先（住所、電話番号等）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報  
③防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる製造情報 など

2 個人情報保護法改正法（令和3年度改正法）の概要

○改正前

地方公共団体の個人情報保護条例の規定や運用の相違により、支障が生じていた。全国で約2,000種類の保護制度があった。

○改正内容

・全国的な共通ルールを法律で設定  
・法律の的確な運用を確保するため、国がガイドライン等を策定し、法律の範囲内

で必要最小限の独自の保護措置を許容。

3 改正後の町の対応

○改正前

檜葉町個人情報保護条例により個人情報の管理が定められていた。

※檜葉町議会も檜葉町個人情報保護条例が適用。

○改正後

議会を除く関係機関は、個人情報保護法が直接適用。※議会は適用外となることから、個別に「檜葉町議会の個人情報の保護に関する条例」を制定

4 新条例で定める主要内容

○個人情報等の取扱いについて

(1)個人情報を保有するにあ

たつての利用目的の制限  
(2)個人情報の不適切な利用の禁止、適正な取得  
(3)利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用、提供制限 など  
○罰則について  
現行の檜葉町個人情報保護条例と同じ罰則規定を定める。

5 まとめ

議会の個人情報の保護に関する条例が新たに制定されることから調査を行った。社会の情報化が著しく進歩し、個人情報の取扱いに丁寧さが要求される。当議会ではYouTubeでの配信もしており、全世界で視聴が可能である。本条例制定を契機として議会全体として個人情報の取扱いに関してさらに気を配りながら議会運営を行っていく。

檜葉南工業団地に立地する企業の現状について

昭和61年度から着工し、供用を開始した檜葉南工業団地は、震災前後で大幅な企業の入替えがなされ、現在では25社が立地する工業団地となっている。町の産業の中核を担ってきた本団地は、居住する上で重要な雇用の場となっており、団地の現状を知り今後の議会活動に資するために調査を行った。

1 南工業団地

(1) 概要

- ① 場所…山田岡字仲丸地内
- ② 着工開始…昭和61年度
- ③ 工事完了…平成20年度
- ④ 供用開始…昭和61年度
- ⑤ 敷地面積…33・35 ha



- ⑥ 分譲可能面積…なし
- ⑦ 入居企業数…25社
- ⑧ 輸送条件…広野ICから6分
- (2) 供用設備
  - ① 上水道…810t/日
  - ② 工業用水…3,400t/日
  - ③ 電力…普高
- (3) 企業内訳等
  - ① 製造業…11社
  - ② 非製造業…7社
  - ③ その他…8社
  - ④ 労働者数…約500人  
(内町民約60人)

2 工業団地の管理・運営について

- (1) 受託事業者  
一般社団法人ならはみらい
  - (2) 委託額  
2,325,400円
  - (3) 業務内容
    - ① 運営企画業務…産業連携組織、危機管理体制の構築・運営など
    - ② 緑地等維持管理業務…緑地等除草業務、緑地等樹木伐採業務など
    - ③ 共通施設等保安対応業務…共通施設保守・対応業務など
    - ④ 立地企業親和会の運営…町内23社（南工業団地14社）が加盟する産業連携組織。
- ・活動内容…回覧板、イベント

ト参加、町との意見交換会など

3 まとめ

南工業団地の現状について把握することができた。南工業団地は言うまでもなく当町最大の工業団地であり、勤めている町民も多い。今後ますますの発展を願うものである。現状空きがない状況ではあるが、稼働を停止し、今後も稼働が見込めない企業もあるように現地では見受けられた。このような企業の対策や土地の運用についてもしっかりと方針を示しながら行ってほしい旨伝え、調査を終了した。

議会の足跡

令和5年3月～令和5年5月

日付	令和5年 3月
5	春の交歓会(JVイレッジ)
	第2回3月榎葉町議会定例会(議場)
7-10	榎葉町議会全員協議会 (榎葉町ゼロカーボンビジョン(案):議場)
13	榎葉中学校卒業証書授与式(榎葉中学校)
18	あおぞらこども園卒園式(あおぞらこども園)
23	榎葉小学校修了証書・卒業証書授与式(榎葉小学校)
日付	令和5年 4月
1	あおぞらこども園入園式(あおぞらこども園)
3	令和5年度辞令交付式(大会議室)
6	榎葉小学校・榎葉中学校入学式(榎葉小学校、榎葉中学校)
9	大瀧神社例大祭(木戸八幡神社)
10	福島県立ふたば未来学園中学・高等学校入学式 (ふたば未来学園)
16	消防団春季検閲式(総合グラウンド)
	まざらっせ落成式(まざらっせ)
18	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会 (多機能拠点の整備計画:大会議室、山田岡小堤地内)
21	榎葉町×東京大学総合研究博物館連携ミュージアム 大地とまちのタイムライン内覧会 (コミュニティセンター)
	榎葉の風新酒発表会(サイクリングターミナル)
22	榎葉町×東京大学総合研究博物館連携ミュージアム 大地とまちのタイムライン開館式 (コミュニティセンター)
28	榎葉町特産品開発センター落成式(特産品開発センター)
日付	令和5年 5月
16	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会 (町道の改良事業について:大会議室、町内)
17	双葉地方広域市町村圏組合議会総務委員会(富岡町)
23	全国町村議会議長・副議長研修会(東京都)
27	榎葉小学校運動会(榎葉小学校)
30	全国原子力発電所所在市町村協議会総会(東京都)
31	福島県原子力発電所所在町協議会総会(大熊町)

子ども議会が  
開催されます



※写真は昨年の様子

令和5年度子ども議会が開催されます。  
町をさらに良くしたいと、子ども議員達が  
今年も議場の質問席へ登壇します。  
例年、町長等執行部も感嘆してしまうほどの  
質問が質問される子ども議会を是非ご覧ください。

開催日時は次のとおりです。

**日時** 令和5年6月29日(木)  
午後1時30分～(予定)

**場所** 榎葉町役場3階 議場

※時間は変更になる場合があります。  
傍聴席には限りがあります。係員から席移動  
等の指示があった際には従ってください。

令和5年6月定例会は、令和5年 6月12日(月) から開会予定です。

※開会日は変更となる場合があります。

場所 榎葉町役場3階 議場

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類感染症になったことに伴い、議場内でのマスク着用は自由となりました。なお、席には限りがあります。予めご了承ください。

◆傍聴の際守っていただくこと◆

- ①携帯の電源を切るか、マナーモードに設定をしてください。  
また、通話や撮影、録音は行わないでください。
- ②傍聴席では静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
  - ・議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - ・談論し、報歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
  - ・飲食又は喫煙をしないこと。
  - ・みだりに席を離れないこと。
  - ・不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - ・その他議場の秩序を乱し、または議場の妨害となるような行為をしないこと。



配信  
やっています!

榎葉町議会では、年に4回行われる定例会をWEB配信しています。  
ご自身のスマートフォンなどでご覧いただけますので、  
右のQRコードか下のURLにアクセスしてご覧ください。  
[https://live.kuroko.cloud/external/index/index/live\\_id/naraha-gikai/](https://live.kuroko.cloud/external/index/index/live_id/naraha-gikai/)

